徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第６号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の２第５項の規定に基づき、令和５年10月22日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における候補者が同条第１項のポスター掲示場に同法第143条第１項第４号の３及び第５号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定めた。

令和５年９月29日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田　丑五郎

令和５年10月５日